

再申請に関する制度の変遷

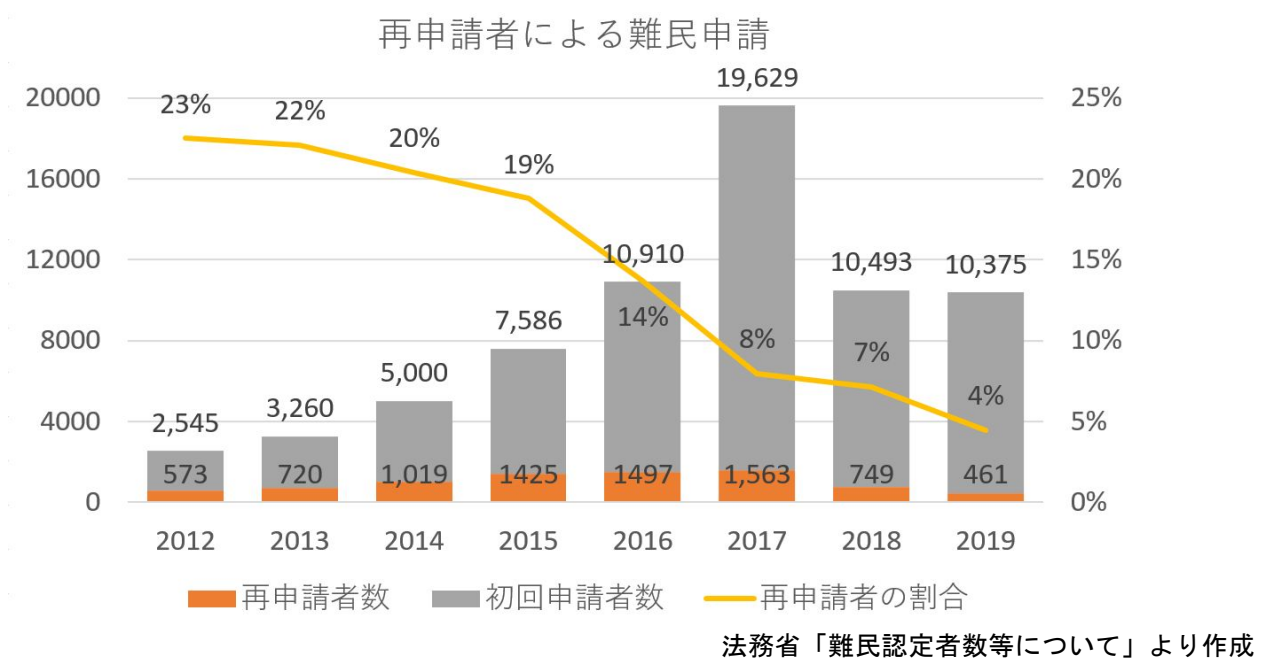
2020年6月
認定NPO法人 難民支援協会作成

難民認定事務取扱要領などを基に、2015年9月の「難民認定制度の運用の見直し」以降の、2回目以上の難民申請を行う人に対する制度の変遷をまとめました。

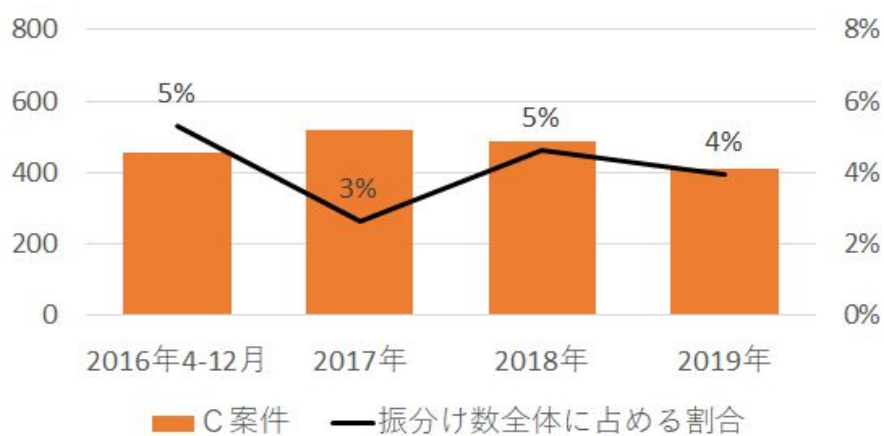
時期	制度	内容
従来	難民申請者の在留資格	正規滞在者の場合、難民認定申請をすると「特定活動」（6月、就労不可）に在留資格変更をすることができた。さらに、難民申請から6月が経過すると「特定活動」（6月、就労可）を得ることができていた。
2015年9月	難民認定制度の運用の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1. 案件振分け制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ● A案件：条約難民または人道配慮の可能性が高い ● B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない ● C案件：再申請かつ正当な理由なく前回と同じ主張（※1） ● D案件：その他 2. 在留制限 <ul style="list-style-type: none"> ● 対象：難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を繰り返す再申請者、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返す3回目以上の再申請者 ● 内容：在留資格の変更・更新不可 3. 就労制限 <ul style="list-style-type: none"> ● 対象：正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返す再申請者 ● 内容：申請に対する判断が示されるまでの間、在留は許可するが就労は許可しない。 4. 迅速処理 <ul style="list-style-type: none"> ● 対象：正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返す再申請者 ● 内容：本格的な調査に入る前の段階で振り分け、難民調査官による事情聴取等申請人が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速に処理を行う。
2017年3月	濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置	<p>再申請者に対する帰国促進策。東京入管のみで試行的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本件措置の対象者を選定し、対象者それぞれに関して、送還までの実施計画を策定。措置対象者の難民申請を優先的に処理する。 ● 審判部門は、難民認定手続と並行して退去強制手続を進め、速やかに退去強制令書を発付。できる限り難民不認定処分との通知と同時に、措置対象者に同通知書を交付するとともに、退去強制令書を執行する。
2017年6月	事情聴取の簡素化	<p>面接による事情聴取を要しない案件を指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象：再申請の場合であって、申請者が難民調査官による事情聴取を希望しておらず、かつ、過去の記録や今後の申請書等の提出資料により難民該当性を判断できる案件
2018年1月	難民認定制度の更なる運用の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1. 案件振分け要件の見直し <ul style="list-style-type: none"> ● A案件：条約難民または人道配慮の可能性が高い ● B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない ● C案件：再申請かつ正当な理由なく前回と同じ主張（※1） ● D1案件：本来の在留活動を行わなくなった後、又は出国準備期間中に難民認定申請 ● D2案件：その他 2. 在留制限 <ul style="list-style-type: none"> ● 対象：A案件以外の再申請者すべて

	<p>3. 迅速処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象：C案件 ● 内容：難民申請のあった日から、処分の告知までの期間を3月以内とする
事情聴取の簡素化	<p>面接による事情聴取を要しない案件を指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象：再申請の場合であって、申請者が難民調査官による事情聴取を希望しておらず、かつ、過去の記録や今次の申請書等の提出資料により難民該当性を判断できる案件
濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の廃止	<p>更なる運用の見直しに伴うもの。</p> <p>2018年1月15日局長通知において「本件措置は一定の効果が認められたことから、その趣旨を踏襲し、今後とも、在留制限措置を講じられた外国人について、難民認定手続及び退去強制手続を進めるに当たって、関係部門間で緊密に連携、情報共有を図った上で、適切に対処するよう願います」とされた。</p>

参考 1：再申請者による難民申請状況



参考 2：C案件振分け状況



答弁書第140号参議院議員石橋道宏君提出「我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書」（2018年6月）、法務省「難民認定者数等について」より作成

※ 1 : C案件の対象案件について

2018年1月（改正後） 「難民認定制度の更なる運用の見直し」	2015年9月（改正前） 「難民認定制度の運用の見直し」
再申請案件のうち、次のいずれかに該当する案件	—
（ア）新たな迫害事情を主張していないもの	（ア）新たな事情を主張していないもの
<p>（イ）新たに主張する迫害事情が、過去の難民認定手続（異議申立手続及び審査請求手続を含む。以下この項において同じ。）で主張した迫害を受けるおそれの根拠となる事情と同種の事情であり、過去の難民認定手続に係る直近の処分時（以下「基準時」という。）以降に、本国情勢及び個別事情に著しい変化がないため、過去の難民の難民不認定処分の判断に影響を与えないことが明らかなもの</p>	<p>（イ）新たな事情を主張する場合（前回申請に係る処分時より後に発生した事情を主張する場合や、前回申請に係る処分時より前に発生していた事情を新たに主張する場合）であっても、前回申請に係る難民該当性に関する判断に影響を与える可能性のないもの。</p> <p>ただし、前回申請に係る処分時より前に発生していた事情を新たに主張する案件については、前回申請時に具体的に事実関係を申し述べることでできなかったやむを得ない事情について合理的な理由が認められる場合を除く（病気や災害により十分な資料提出・主張ができなかった場合など）</p>
（ウ）新たに主張する迫害事情が、基準時以前に生じた事情であり、基準時以前に当該事情を主張しなかったことに合理的な理由（注1）が認められないもの	（新設）
（エ）新たに主張する迫害事情が、B案件に該当する事情であるもの	（新設）
（オ）新たに主張する迫害事情が、過去の難民認定手続で主張した事情と整合しないなど、明らかに信ぴょう性がない主張をしているもの	（新設）
<p>（注1）「合理的な理由」とは、新たに主張する迫害事情の発生を知らなかったため基準時前に主張できなかった場合、年少であるため、重度の身体的障害若しくは精神的障害を有するため又は重篤な疾病を有するために基準時前に主張できなかった場合等、申請者に責任を課することが酷な場合をいう。</p> <p>（注2）上記（ア）ないし（エ）に該当する場合であっても、人道配慮の必要性を慎重に検討すべきと思われるときは、本国情勢や個別事情に応じ、A案件又はD案件とする。</p>	（注）上記（ア）又は（イ）に該当する場合であっても、難民該当性の判断とは別に人道配慮の必要性を検討する必要があるときには、D案件とする。

法務省入国管理局長「難民認定事務取扱要領の一部改正について（通達）」（2018年1月12日）より作成